

平成31年第4回農業委員会総会議事録

平成31年4月12日（金）第4回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥		
8番	神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 8人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
		5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛

欠席委員 3人

7番 眞壁 勲二      推4番 溝尾 美恵子      推10番 奥津 忠和

議事	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第20号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第21号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地改良届について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について

協議事項  
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

(開会時刻 午後 3 時 3 0 分)

藤井主幹	<p>委員の皆様ごくろうさまです。</p> <p>まず始めに 4 月 1 日の人事異動により、産業部職員に異動がありましたのでご紹介をさせていただきます。産業部特命参与（産業振興・まちづくり担当）として安達特命参与、産業部長に宮崎部長、同じく次長兼農林課長に富谷次長が新しく配属になりましたので、ご紹介いただきます。</p> <p>（挨拶：安達参与、宮崎部長、富谷次長）</p> <p>次に、新しい事務局の体制を紹介いたします。西川主査の異動に伴いまして竹村次長、そして臨時職員として横山さんによって富岡さんに勤めてもらいます。</p> <p>（挨拶：竹村、富岡）</p> <p>なお、農地中間管理機構の農地集積専門員は引き続いて大本さんが勤められます。</p>
藤井主幹	<p>それでは、新見市農業委員会第 4 回総会を開催致します。</p> <p>本日の出席は 2 5 名、欠席は 7 番眞壁委員、推進 4 番溝尾委員、1 0 番奥津委員です。</p> <p>それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましてご苦労様です。</p> <p>（中略）</p> <p>本日もよろしくお願ひ致します。</p>
藤井主幹	<p>続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。</p> <p>今回は 5 番谷川内委員に先導をお願い致します。</p>
谷川内委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは日程 1 「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日議事録署名委員は、1 2 番山田委員、1 3 番小田委員にお願ひ致します。</p> <p>続いて、日程 2 「議事」に入ります。</p> <p>議案第 1 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説</p>

	明をお願いします。
小川局長	<p>今月は農地法第3条の申請が3件ありました。</p> <p>1番ですが、唐松の田畑10筆、贈与により所有権移転をするというものです。作物は水稲・野菜、作業従事者は2名となっております。3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですが譲受人は個人であり該当致しません。3号信託でもないので該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、親から子への家族間贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また家族間の所有権移転の為、農地法3条2項各号には該当致しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	4月6日に会長、三輪委員、私の3人で現地調査いたしました。申請人の家は●●小学校の前100m程行った左手にあり、その周りの100m程度に田畑が点在しています。●●●●番●の畑は●●寺の上手駐車場山沿いにあり、花の木等を植え、全部耕作されています。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第17号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	2番ですが、3番と交換ということで関連があるので一緒に説明させて頂いてもよろしいでしょうか。

	(全員承諾)
小川局長	<p>場所は哲多町花木の畑1筆、交換による所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は1名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、地元住民同士の農地交換であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号に致しましても該当しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしているため農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。3番ですが、2番の場所と隣同士であり移転理由は交換、畑1筆作物は野菜、作業従事者は1名です。2番同様各号にも該当致しません。この2件の申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題がなく、面積要件も満たしていること、また、地域調和も支障ない事から、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
川上委員	2番3番は隣接地なので一緒に説明します。現地確認は4月7日に鈴江推進委員としました。場所は哲多町●●小学校跡地南へ250mの所です。現地には申請者両名にも確認のため来ていただきました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第17号2番、3番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。</p> <p>続きまして議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回4条の申請は2件です。</p> <p>1番ですが、現地調査を3月28日に行いました。場所は高尾、現況地目は畑1筆です。転用目的は墓地、理由は現在の場所が自宅より離れた山</p>

	<p>中にあるため、このたび自宅に隣接する申請地に移転するものです。工事期間は令和元年5月15日～5月31日です。申請地は、甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地であり、現在の墓地が自宅から離れているので十分に管理できないので自宅近くに移転するもので、申請人が所有する土地で適当な土地は申請地しかありません。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画は土地造成費及び墓石設置費が記載の通りで、すべて自己資金となります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>4月9日に眞壁委員、溝尾推進委員の3人で現地を確認しました。場所は高尾旧道の●●の信号500m程入った家の●●の下●●●●になっていました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第18号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、現地調査を3月28日に行いました。場所は草間、現況地目は畑2筆です。転用目的は進入路、理由はこのたび、住宅を建築するにあたり、工事車両の進入路がないため、申請地に工事車両用進入路として一時的に利用するものです。工事期間は許可日～令和元年12月31日です。申請地は農振農用地ですが、隣接する宅地に住宅を建築するに伴い一時的に工事車両の進入路として利用するものであり、例外許可規定の仮設工作物設置その他の一時的利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を起こすおそれがないに該当する事から転用目的には問題ないと考えられます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画は記載の通りで、すべて自己資金となります。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
神山委員	4月8日に藤本委員、長岡推進委員の3人で現地を確認しました。場所は●●公会堂から南へ100m行った場所になり、問題ないと考えられます。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第18号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。  (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5条の申請は2件です。 1番の申請地は土橋、現況地目が畑、転用目的は薪置き場です。現地調査は、3月28日に行っています。転用理由は薪を販売するため、薪の置く貯蔵場及び作業場として利用するという事です。契約の種類は、賃貸借権の設定で賃借料は記載の通りで、工事期間は許可日~令和元年10月31日です。申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。主にソーラーパネル資材の製造及び販売を行う法人が、賃貸人の山林木材を利用して薪の製造販売を計画しており、その近隣の申請地に薪置き場及び作業場として転用するものであります。資料をご覧ください。今回の転用の経緯を説明します。当初は原木椎茸の為の原木の保管、コマ打ち、作業用のための農業用倉庫を設置し、原木は森林組合から購入予定でしたが、今回、賃貸人から山林等の木を使用してよいという協力打診があり、薪販売のため薪貯蔵庫として利用したいと既に設置しているこの施設を活用し輸送コストを下げるため、この申請地を選定したということです。 この販売計画ですがkg当たり●●円で、申請地には●●●●●本、●●万円分の薪を置く予定です。 平面図では、半分から下が当初は原木椎茸の為の設置倉庫、半分から上が薪割り用スペース、運搬トラック用駐車場、一時的に木を置くスペース、チェーンソーなどの機械スペースとなっています。販売展開は1. インター



	に困るので、有効に活用してほしいという後押しもひとつの理由です。
会 長	販売計画についてはどうですか。
申 請 人	インターネットで薪の通販を調べると年間●●kgの●万件、●●●●●●tぐらいインターネット上で現在販売されています。当初はそれに向けての販売計画でしたが、今、ホームセンター、薪ストーブメーカーにも打診しながら順次拡大を考えています。
会 長	両方で●●●●●本ですね。
申 請 人	●tぐらいです。
会 長	●●万の販売ですね。
申 請 人	これは最低見込みで、インターネット上ではこの2倍くらいで取引されています。
会 長	どういうサイクルで出すのですか。
申 請 人	まず、切った木を乾燥させて、約半年から1年、その後順次インターネット上で販売し、客の注文に向けて冬場に集中して販売していこうと考えています。
会 長	年間出荷量はいくらですか。
申 請 人	当初は●t、計画では●●tぐらい販売したいです。
会 長	年でそれだけの売り上げということですね。
申 請 人	それだけ見込めているということです。
会 長	申請人の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
谷岡代理	●●●●●●●●●●さんも草間台地の土地も一時は問題になりましたが、それに伴い、申請書と施工が逆です。そのことについて意見を伺いたい。屋根の上の太陽光も農地法では違反であり、これも諸処あるとは思いますが我々の考えでは止めていただきたい。あんなに広く薪置き場が必要



	<p>なのか。その説明を伺いたい。これから、いろいろ質問をしていきますので、合わせてお答え下さい。</p>
申請人	<p>申請と施工が逆の件ですが、前局長、農業委員の方とも話をしてきましたが、私どもの考えではソーラーありきでなく、あくまでも椎茸原木がスタートであり、草間のハウスでも、ビニールハウスで7～8棟していました。積雪があると倒壊し、いい方法がないかと調べる中で農地の有効利用が目につき、農水省のQ&amp;Aに、椎茸栽培をしている者が、ハウスの上を基礎も補強も増強もすることなく、太陽光発電をするのは有効活用の範疇に入るのか質問しました。その内容は事務局に送っています。有効利用なら何の申請も許可もいらないという答えを頂き採用しました。先日、農業委員会が現地に来られた際、それぞれの地域で法律が違い、新見市ではこのようにしたということ今回初めて聞き、今後は相談して申請を先にするのが筋と今考えました。</p>
会長	<p>現在のものが太陽光発電されているのではないかという懸念があるのですが。</p>
申請人	<p>そのことをご相談させていただきべきだったのかと反省しているのですが、土橋の●●●に関しては近所に設備したソーラーに不具合が少し生じ、今週2、3日前からと●●の方はデーターを取るため1週間だけ発電しました。それ以外は見学に来て頂いた時に、見てもらえたと思いますが今は止めています。この申請をもってきちんと審議して頂いた後、許可が出てから再開と考えています。</p>
谷岡代理	<p>太陽光に対し、新見市農業委員会は太陽光の売電発電は認めていない。撤去するかしないかについて、後日協議していかなくてはならない。昨日、10時30分頃、私が現地に行くとスイッチがON状態で発電していました。人はいなく、修理もしていない、データーもどのように取ったのかわからない。取る様なら装置も見当たらない。どう説明するのですか。</p>
申請人	<p>3日前時点の発電データーはあります。それまでのパソコンの中に、それをパソコンを通して、今日と明日の朝も取りに行くのですが、その間のデーターを取得しようと考えておりました。</p>
谷岡代理	<p>それはずっと電気を入れておかないといけないのか。</p>
申請人	<p>24時間の3日間です。</p>

谷岡代理	昨日を入れて3日間ですか。
申請人	昨日を入れて2日間前ですので、明日の9時までです。
谷岡代理	データはどこで取るのか。
申請人	パソコンとランケーブルを持って行き、●●●●●で取ります。
谷岡代理	データを取る装置はどこに接続するのですか。
申請人	パソコンの中を開けるとランケーブルを挿すところがあります。そこへ挿すと積算データが出てくるようになっています。
谷岡代理	データを取り終えたらブレーカーをOFFにするのですか。
申請人	もちろんです。
谷岡代理	私は、太陽光施設は撤去すべきと考えております。あれは違法ですので。皆さんからもいろいろ質問があると思いますが、農業用倉庫は違法です。
申請人	それは、申請をしないといけないということですか。
谷岡代理	そうだ。農地部会からも意見があると思いますがよく聞いて、椎茸原木を入れるにしろ、太陽光施設にしろ、私は違法だと考えている。このことを頭の中に残しておいて下さい。
申請人	承知しました。
後藤委員	薪は束木ですか。薪というのは何に使う薪ですか。
申請人	ストーブに使用します。
後藤委員	ストーブに使う薪置き場の屋根に太陽光のパネルは必要ないでしょう。
申請人	屋根は要ります。
後藤委員	太陽光パネルは要らないでしょう。
申請人	太陽光パネルは基本的には要らないです。

後藤委員	そうですね。これは違法と言うしかありません。農業用倉庫も200㎡未満なら簡単な申請でよいが、大きいものは農地転用になり、許可が必要となるが、今のままでは許可はできない。
会 長	他にご意見、ご質問はありませんか。
久保木委員	土橋●●●の所有者の山林から木を切り、貯まったらそこで作業をするとなっていますが、所有者の山林がいくらあるのか。このようなものを建てて、3年から5年で薪が終わったから撤去することは考えていないでしょう。その山林の薪がなくなったらどうするのですか。
申 請 人	全ての薪を所有者からの調達しようとは考えていません。多分足りないので、今でも森林組合から買っている現状があり、なおかつ地主の協力で継続可能と考えています。
藤本委員	私の担当の土地であり、所有者の●●さんに「農業委員に相談もなしとはどういうことか。」と問うと「うちには農業委員は関係ない。うちが貸しているのだから、向こうがどう使用しようがうちには関係がない。」「農地法があるのだから、賃貸契約を出さないといけない。」と伝えるが一切わかってくれなかった。それで、申請人が●●さんとどのような話をされて貸し借りをしているのか伺いたい。もう一点、●●さんが言われるのは椎茸原木置き場ではなく、あくまでもソーラーだと言われた。●●さんの家の前の田も全てソーラーにするのだと言われた。その前ぶれか、その田へ檜を植えたりしている。その点もふまえ、どのような話しを●●さんとしているのか賃貸条件を教えてください。
申 請 人	農地中間管理機構に農地を借りたいと申請したが紹介もなかなかなく、自分達で探さないといけないと思った。その理由は、農家の農繁期は4～10月と考え、その後の収入の柱になるものとは考えたのがスタートでした。県の農業普及指導センターに相談したところ、椎茸は隙間でできるとのアドバイスをもらい、原木でなく菌床であればそんなに手間のかからないということで、椎茸をテストで始めました。新見で作った椎茸は意外と良く出来たので広めたいと思った。農地を探していたが、個人情報の問題もあり、見つからなかった。使ってくれないかということから、今、●●で実験的に小さい施設で作っている遮光のためのパネルを自家消費もしていない、ただ載せている所では良いものができている。ビニールハウスより良いと思った。

谷岡代理	それは許可が出てからの話で、今は施工をなぜ先にしたかを一番に聞きたい。
申請人	例えば、あのパネルがガラス、ダミーパネルだと・・・。
谷岡代理	あなたが説明しようとしているのは太陽光をやるんだ、という前提で施主と話をしているのではないのですか。太陽光をするために土地を貸してくれと施主に話を持っていったのではないのですか。藤本委員が言うには、●●さんは太陽光が基本と言われたが。
申請人	それは、私ははっきり聞いておりません。
谷岡代理	だけどそうゆう話が出るということは、話を持っていった者がそのような話をしなければ●●さんからそうゆう話が出ない。
申請人	ソーラーをするだけするのなら、農地法を無視して設置しています。
谷岡代理	農地法を無視したら違法である。
後藤委員	出来るわけがない。
谷岡代理	新見市は農地での太陽光を認めていない。
申請人	その辺りが私は全く分かっていませんでした。
谷岡代理	施工が先であることが非常に問題である。
申請人	農地で太陽光を目的にするのはいけないことは分かっています。
谷岡代理	なぜ先に施工したのか。
申請人	その前によろしいでしょうか。今している所、●●で、今建てている反対側の小さい所では発電を切っている。発電しない状態のパネル使用は農業用ハウスとして認められるのですか、というところから始めました。
谷岡代理	引き込みもして、いつでも使える、いつでも売電できる状態の設備自体が認められない。スイッチを切って屋根材にパネルを使用しているのはおかしいのではないですか。

申請人	<p>椎茸のハウスの壁、屋根等に規定はあるのですか、例えば柱が何でないといけないとか、規定はないと聞いたので、それが基準になっています。</p>
橋本委員	<p>椎茸にあそこまでの設備は採算が合わないと思う。●●●●●●●●●●は電気の会社なのに、初めは椎茸を作ります、今度は薪というのはおかしい。お宅の会社を疑わざるを得ない。農地だけで使う電力だけのものなら許可はおりるが、それ以上の大きなものをつけており、余った電力はどうするつもりですか。もとは電気を売る会社ではないのですか。椎茸を作る会社ではないでしょう。</p>
申請人	<p>●●●●●●●●●●という会社も運営しており、これは農業の会社です。そのもとで椎茸を生産しておりました。最初は農業で相談させていただきましたが、薪置き場として申請させて頂くのは、薪というのは農業ではないと言われ、今回の申請を出しました。</p>
後藤委員	<p>あくまで薪でしょ。薪ならパネルは要らないのではないか。なぜ、パネルが要るのですか。</p>
谷川内委員	<p>屋根にパネルをつけるのは勝手だが発電装置は要らないでしょう。</p>
申請人	<p>そこが有効利用の範疇かどうかということです。</p>
後藤委員	<p>それは売電するための有効利用です。あなたが、勝手に考えているだけです。</p>
申請人	<p>農水省の回答が来ています。</p>
後藤委員	<p>あなたが申請しているのは薪置き場及び作業場として利用するということでしょう。薪でしょう。</p>
申請人	<p>はい。</p>
後藤委員	<p>パネルは要らないでしょう。発電するような施設までは要らないでしょう。屋根の代わりにパネルを置くのは勝手です。</p>
申請人	<p>ですので、今回、農業委員会さんから自家消費であれば、1.5倍までは認めるということを知りました。素人なので農地法が地域によって適用が違うということが全く頭になかったのです。</p>

谷岡代理	地域とは。
申請人	北海道は良い、沖縄も良い、でも九州はだめとか。そういうことがあるとは思っていなかったのです。
谷岡代理	●●●くんは●●出身だが、新見市へ来たら新見市の規定を守ってほしい。
申請人	勉強不足でした。
谷岡代理	勉強不足なら皆に相談しないとイケない。以前にも言ったが信用が大事です。
申請人	以前、農業委員会へ相談させて頂いておりました。
谷岡代理	それはあなたが無理を言うからだめなのです。新見市のやり方も捨てる必要もあるし、あなたのことも捨てる必要もあるし、そのやり取りをしなくてはならない。このことは前にも伝えた。なぜそのことを守れないのか。
申請人	今なら良く分かります。
谷岡代理	要るものは要る、要らないものは要らない。必要なものはつけなさい。太陽光パネルは据えてもよろしいですよ。電気をつながなければ。メートル器なんか要らないでしょう。
後藤委員	そのとおり。
谷岡代理	パネルを1枚置いて電気を点けるのです、というのであれば分かりません。
後藤委員	事前着工しているのだから無断転用だ。撤去してほしい。
会長	最初は椎茸のハウスだったのが、いつのまにか農業用倉庫になっているのはどういうことか。
申請人	何年前に 椎茸の原木なら農地に置いて良いと聞いていました。
会長	それで倉庫を建てたのか。

申請人	そうです。
後藤委員	それはおかしい。
藤本委員	以前、●●さんの農地で、原木置き場の申請があったが、これは却下した。
申請人	農地で良いと言うことだったので。
会長	原木を置いても良いが、倉庫を建てたらいけない。農業用ハウスのつもりだったのか。
申請人	そうです。ハウスで薪を保管したりシートをかけるための保管庫のつもり、農業用ハウスのつもりでした。基礎はしていない。基礎をするには転用が必要、それ以外は規則、申請に関しては不要との回答を頂いた。
橋本委員	私も農業用ハウスを10棟あまり持っているがパネルをつけてハウスで農業のために使用するだけなら良いですが、余った電力をどうするつもりですか。売るわけでしょう。●●万ほどの薪だけにあれだけのパネルで何が儲かるのか。
後藤委員	薪を置くのに、なんでそこまでする必要はあるのか。例えば、薪で●●●●万円儲けるといふのであれば分かる。
会長	有効利用をしていると言っているが、これは既存のハウスに対しての話であって、あくまで既存のハウスを補強せずにする場合ですよ。既存のハウスがないのに、パネルを載せるというのはおかしいですね。
申請人	これから作ったものに対して椎茸を入れ、そのハウスの屋根材として補強が要らないのであれば構わないのではないのでしょうか。
会長	農水省の回答には、詳しくは当該の農地が所在する農業委員会にお尋ね下さいと書いてあるが、そのお尋ねはないのですか。
申請書	相談しました。
会長	今回の分はどうなっているのか。
申請者	そこは私の勉強不足でして、農水省が良いと言っているから良いだろう

	考えていました。
会 長	農水省は、当該の農地が所在する農業委員会にお尋ね下さい、と書いてありますよ。
申 請 者	それはそれより前の話です
会 長	施工しているのはそれ以後ですよ。
申 請 者	直後ではないです。
会 長	直後ではなくても、以後は以後です。
谷川内委員	農業委員会へ相談しなさいというのは見ていないのか。
申 請 者	見えています。これまでのことを踏まえ農水省へ相談していました。
谷川内委員	許可をしていないのに事前に施工するのはおかしいでしょう。パワコンを付ける必要がないでしょう。
申 請 人	接続はしません。パワコンは屋内でも使う、自家消費でも使います。
谷川内委員	それは言い分けでしょう。
申 請 人	その辺りは我々勉強不足のところもありました。
後藤委員	勉強不足でも違反はいけない。それでは通らない。
申 請 人	農業委員会さんに決定権があって、場所が違うということで、一律の適用にはならないということが今回分かりました。
会 長	他に意見はありませんか。ないようなので、申請人は退室してください。  (申請人 退出)
会 長	それでは、ただいまより審議を行います。
後藤委員	薪置き場にそこまでの設備は必要ないだろう。



仲田委員	先月の総会后、農地部会で違反転用がないか現地に見に行った。既に施設ができており、事前施工なので始末書を出すように言い、そして無届で行っているので申請を出すように伝えました。
会 長	もっと、審議が必要と考えるので今回は保留としたいと思いますがよろしいでしょうか。  (全員承諾)
会 長	続きまして議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、新規の貸付が11件出ております。 (議案第20号1番～11番を資料により朗読説明) なお、3～5, 8～11は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。
三輪委員	4月6日に会長、藤澤委員の3人で現地確認をしました。1番、場所は法曾●●寺の南方、山の頂上付近、広い茶畑があり、問題ありません。 2番、●●●●跡地、北へ200m辺りの田、問題ありません。 3番、旧道の●●●●の裏倉庫北側隣接の田1枚、問題ありません。
後藤委員	4番、消防●●分署、●●●方面に向かう●●という集落にある。問題ありません。 5番、農協●●支所の裏にある土地です。問題ありません。 6番、●●中学校前の民家とJRにはさまれた土地です。問題ありません。
井上委員	7番、4月5日に橋本委員と現地確認しました。神郷高瀬の●●バス停●●より川をはさみ300m行った山沿いの細長い田です。問題ありません。
鈴江委員	4月11日、奥山委員と現地確認しました。8番、●●●●●●から哲西方面5km、●●●●を2km南に行った場所です。貸し手が耕作できないことから借り手が耕作します。問題ありません。9番、●●●●●●から700m先が●●●番台、西へ500mが●●●番台です。貸し手が遠方

	<p>におり、借り手が耕作するというので、問題がありません。</p>
谷川内委員	<p>4月8日に奥津委員と現地確認しました。10番、●●中学校から西へ500mから1km以内、中国道を越え北へ500mの田です。問題ありません。11番、●●小学校から大野部東城線1km行った所のレンガ造りの民家のあたり。耕作されており問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんようなので議案第20号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が6件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>採決に先立ち、久保木委員は退室してください。では、議案第20号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第21号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>

小川局長	<p>今回5件あります。1番ですが3月28日に確認を行いました。場所は唐松、現況地目は山林2筆、理由は40年前から植林し、山林となっています。2番、3月20日に確認、場所は草間、現況地目は原野4筆、理由は平成5年頃より耕作せず原野となっています。3番、3月20日に確認、場所は千屋花見、現況地目は雑種地、理由は昭和54年頃より宅地への進入路、車両転回場となっています。4番、3月20日に確認、場所は3番に隣接しており、現況地目は宅地、理由は平成8年頃より宅地の一部として利用となっています。5番、3月7日に確認、場所は上市、現況地目は雑種地、理由は昭和53年に高粱に転居し管理困難で耕作できず、一部は資材置き場利用となっています。</p>
会 長	<p>この件について地区委員の説明をお願いします。</p>
藤澤委員	<p>1番、4月6日に会長、三輪委員、私とで現地確認しました。場所は唐松の●●神社から右を上がり旧唐松簡易水道の排水池から約100m前にある谷川の上の2枚の田が山林になっています。</p>
神山委員	<p>2番、4月8日に藤本委員、長岡委員と現地確認。場所は井倉から草間へ上がる途中の道を松宮口を東へ2km、宮原バス停を中心に200m以内にある4つの畑で雑木が生え原野になっていました。</p>
小田委員	<p>4月7日に山本委員と現地確認。場所は国道から花見の美しい森に入る少し手前で3番の雑種地は進入路の側に少し土地が空いていました。また、4番は既に宅地として長屋がありました。</p>
泉 委 員	<p>5番、4月8日に眞壁委員と現地確認。場所はJA●●支所手前、左手にあり、申請者が高齢のため、なかなか帰れないということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第21号について賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め申請の通り決定と致します。 ここで5分間休憩を取ります。</p> <p>(休 憩 17:07～17:12)</p>
会 長	<p>時間がまいりましたので再開します。報告事項をお願いします。農地改良届について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>農地改良届は1件出ています。3月7日に確認しています。場所は上熊谷、現況地目は畑、目的は嵩上げです。改良高は0.9m、改良面積は208㎡です。理由は田としては面積も小さく、嵩上げし排水を良くして畑地として有効利用するというもので、工期は平成31年4月1日から令和元年6月30日ということです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
谷岡代理	<p>3月7日と4月7日に小西委員と現地確認。場所は●●小学校と小学校に入る踏切との中間点で一畝ちょっとで水も充たらない場所です。中間管理機構に入っており、畑にするということです。</p>
会 長	<p>続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回2件あります。1番、場所は豊永佐伏、現況地目は原野です。理由は30年以上前から耕作しておらず原野となっているというものです。2番、3月4日に確認、場所は哲西町矢田、現況地目は宅地です。理由は平成9年頃から宅地として利用しており現在に至っています。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします</p>
清原委員	<p>1番、2月25日に事務局と確認しました。その後、3月6日、藤本委員、長岡委員と現地確認。●●地区を越えた右にカーブした川と県道にはさまれた田で木が生え原野になっていました。</p>
三上委員	<p>2番、3月8日に谷川内委員と現地確認。場所は、国道182号、哲西支局西へ300m ●●部落入りかけの家、宅地になっていました。</p>
会 長	<p>農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>期間変更届が1件出ています。足立地内、田10筆、5条による養鶏場</p>

	用地への転用、平成30年12月31日までの予定が工事が遅れたため令和元年7月31日までの変更が出ています。
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
大原委員	4月9日、現地確認。業者が急ピッチで作業をしていました。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届は5件出ています。1番、高尾地内、5条による共同住宅への転用。2番、豊永宇山地内、4条による進入路への転用。3番、大佐永富地内、5条による工場敷地への転用。4番、神郷高瀬地内、53条による携帯電話無線基地局への転用。5番、哲西町畑木地内、29条による農業ハウスへの転用です。
会 長	この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。
倉脇委員	1番、4月9日に現地確認。アパートになっていました。
藤本委員	2番、4月8日に現地確認。進入路になっていました。
久保木委員	3番、毎日確認。倉庫になっていました。
橋本委員	4番、4月9日、現地確認。きれいにできていました。
谷川内委員	5番、4月8日、現地確認。ハウスになっていました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小川局長	ありません。
会 長	ないようなのでその他ですが、事務局からありますか。
小川局長	1件状況報告があります。●●●●の違反転用についてです。平成31年2月15日付けで再勧告をしました。その後、動きがなく、今後の方向としては県とも協議を進めており、県の意見を付して、期限を決めての再度の勧告を検討する、一方では、FIT法による経済産業省の情報も入れ

	ながら進めていきたいと考えております。
後藤委員	早い決着を望みます。
藤井主幹	次回の日程は5月17日(金)の9時30分から南庁舎1階1Cで開催します。終了後、例年農地部会、農政部会を開催します。6月以降は6月13日(木)9時30分から開催となります。議会の日程がありますので多少変更する可能性もあります。7月12日(金)は午後から農地パトロールを予定しています。
竹村次長	平成30年中の新見市賃借料情報について 積立金天引承諾のお願い
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。  (意見、質問なし)
会 長	谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午後5時15分)